

香川県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県条例第13号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）</p> <p>31 平成18年4月1日から令和6年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p style="text-align: center;">（自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>40 略</p> <p>（1） 法附則第12条の3第1項第1号に規定するガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成22年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>（2） 法附則第12条の3第1項第2号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成24年3月31日までに初回新規登録を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）</p> <p>31 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第45条の規定にかかわらず、100分の3とする。</p> <p style="text-align: center;">（自動車税の種別割の税率の特例）</p> <p>40 次の各号に掲げる自動車（法附則第12条の3第1項に規定する電気自動車、同項に規定する天然ガス自動車、同項に規定するメタノール自動車、同項に規定する混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる同項に規定する電力併用自動車（以下「電気自動車等」という。附則第44項において同じ。）、同項に規定する自家用の乗用車、一般乗用バス及び被けん引自動車並びにキャンピング車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る第88条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（1） 法附則第12条の3第1項第1号に規定するガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成20年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>（2） 法附則第12条の3第1項第2号に規定する軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度</p> <p>略</p>

41 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

42 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

44 略

41 法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車^が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車^が平成31年4月1日（自家用の乗用車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第88条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

42 法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車^が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車^が平成31年4月1日（自家用の乗用車にあつては、令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車^が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第88条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

44 略

45 附則第43項の規定の適用を受ける自動車のうち、法附則第12条の3第2項各号に掲げる自動車に対する附則第43項の規定の適用については、当該自動車^が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課さ

れるものに限る。)に限り、当該自動車平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	29,500円	7,500円
第1号イ	34,500円	9,000円
第1号ウ	39,500円	1万円
第1号エ	45,000円	11,500円
第1号オ	51,000円	13,000円
第1号カ	58,000円	14,500円
第1号キ	66,500円	17,000円
第1号ク	76,500円	19,500円
第1号ケ	88,000円	22,000円
第1号コ	111,000円	28,000円
第2号ア	23,600円	6,000円
第2号イ	27,600円	7,000円
第2号ウ	31,600円	8,000円
第2号エ	36,000円	9,000円
第2号オ	40,800円	10,500円
第2号カ	46,400円	12,000円
第2号キ	53,200円	13,500円
第2号ク	61,200円	15,500円
第2号ケ	70,400円	18,000円
第2号コ	88,800円	22,500円

46 附則第43項の規定の適用を受ける自動車のうち、法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車に対する附則第43項の規定の適用については、当該自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げ

45 法附則第12条の3第2項第1号から第3号までに掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及びキャンピング車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第41項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

46 法附則第12条の3第5項に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間

る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号ア	29,500円	15,000円
第1号イ	34,500円	17,500円
第1号ウ	39,500円	2万円
第1号エ	45,000円	22,500円
第1号オ	51,000円	25,500円
第1号カ	58,000円	29,000円
第1号キ	66,500円	33,500円
第1号ク	76,500円	38,500円
第1号ケ	88,000円	44,000円
第1号コ	111,000円	55,500円
第2号ア	23,600円	12,000円
第2号イ	27,600円	14,000円
第2号ウ	31,600円	16,000円
第2号エ	36,000円	18,000円
第2号オ	40,800円	20,500円
第2号カ	46,400円	23,500円
第2号キ	53,200円	27,000円
第2号ク	61,200円	31,000円
第2号ケ	70,400円	35,500円
第2号コ	88,800円	44,500円

47 法附則第12条の3第2項（第4号及び第5号を除く。）に掲げる自動車のうち、自家用の乗用車及びキャンピング車に対する第88条の規定の適用については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第41項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車
が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規
登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第41
項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ
同表の右欄に掲げる字句とする。

47 法附則第12条の3第6項に掲げる自動車に対する第88条の規定の適用に
ついては、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に
初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、
当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規
登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、附則第42
項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ
同表の右欄に掲げる字句とする。

48 略

48 略

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の香川県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。